

1 原著論文

柔道における事故防止に関する研究—リスク回避のプロモーションに向けて—

三宅 仁

A Study on the Accident Prevention in Judo — To Promote the Risk Aversion —

Hitoshi Miyake

Abstract

The Purpose of this study was to contribute to the promotion for risk aversion in judo, by means of investigating the cause of the accidents and suggesting measures for its prevention. This study was made by analyzing judicial precedents dealing with judo accidents and interviewing judo instructors. It has shown that accidents tend to occur at the first year of junior and senior high school, especially in May and July. Most of the injured students have less than 6 months experience in judo and nearly 90% of accidents occurred during practicing with instructors.

Furthermore, the study shows that the number of accidents has increased in recent years and more cases are result with instructors' being ruled as negligent. And, especially notable change is that accidents between instructors and students have been increasing, in the cases of excessive exercise by the instructors. The factor is assumed to be the emphasis on winning enforced by the instructors, while it has become clear that there is a major gap among ideas of instructors' teaching philosophies, along with the tendency of enforcing a win-all attitude. It has been concluded that the major cause of judo accident is due to lack of consideration for the safety of the students by the instructors and the instructors' idea of winning.

I 緒 言

スポーツは、狩猟生活の延長上に始まり、祭りや宗教、軍事体育の時代を経て、生涯スポーツや競技スポーツにみられる現代スポーツに変化し、今日に至っている。スポーツは社会の変化と共にその特徴を変化させながら存在していると言えよう。特に高度化した競技スポーツは、公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)や各競技団体による支援により、選手強化費の充実と人的支援でその効果を上げている(笠原, 2011)。しかし、一方では、競技力向上政策の陰でスポーツ障害やバーンアウト症候群、トップアスリートのセカンドキャリア等の様々な問題が生じている。さらに、菊(2006)は近代スポーツの中の経済的に肥大化した高度競技スポーツの世界には、無節操で無秩序な拜金主義やコマーシャルリズムが蔓延しているとも指摘している。

そのような中、日本独自の文化である武道として行われてきた柔道も、競技力向上を柱に発展し、アテネオリンピックでは金メダル8個を獲得するまでに至っている。柔道は、1882年に嘉納治五郎が天神真楊流と

起倒流を組合せ、日本伝講道館柔道として創始したものである。嘉納によって創始された柔道は、それまでの柔術と異なり、危険な関節技や当身技が省かれ、誰でも安全に攻防ができる技術体系であった。また、嘉納は「精力善用」・「自他共栄」の理念を軸とした「体育」・「勝負」・「修心」を考案し、競技力向上だけでなく、人格形成や人間教育も重視するものとして普及させた。つまり、嘉納が目指した柔道は、自分が持つ心身の力を最大限に使って、社会に対して善い方向に用いることや相手を敬い、感謝をすることで他人と共に栄えあう世の中にしようとするのであった(日本武道館, 2007)。しかしながら、現在の柔道は、様々な問題を抱えており、特に柔道事故の問題が社会的な問題として大きく取り上げられている。全国柔道被害者の会が2010年3月に設立されたことは、その大きな象徴であろう。

諏訪ら(2008)の調査によれば、平成14年度の幼稚園から高等専門学校までの負傷・疾病者数は167万9808件、平成15年度では197万9761件、平成16年度では205万2006件であり、年々増加していることが窺える。これらの中には当然のことながら、体育・スポーツに

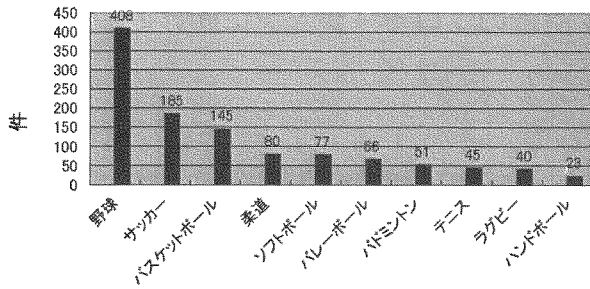


図1 種目別災害給付件数（上位10種目）
独立行政法人日本スポーツ振興センター資料より、筆者が作成

関する件数が多く含まれている。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付状況によると、平成17年度から平成23年度までの死亡及び後遺症障害において、柔道競技の給付件数は80件となっている（図1）。これはすべてのスポーツ種目の中で、野球、サッカー、バスケットボールに次ぐ事故件数である。柔道は、その競技人口から考えると災害給付率、つまり事故率は他の競技を大きく上回ることが推察される。さらに、望月（2007）は、2006年6月までの柔道におけるスポーツ事故訴訟件数は、7番目の20件となっていることを指摘していることから、柔道事故から訴訟に至るケースが存在することが明らかとなっている（図2）。

内田（2009）の先行研究によって、学校管理下における柔道の重大事故が明らかとなり、柔道事故は国民全体が社会的な関心を持つ問題となっている。柔道事故の発生原因には、競技力向上を第一の目的とした現代柔道と嘉納が目指した柔道との隔たりにその原因の一端があると指摘されている（二村，2011）。現在、柔道の指導現場においては、安全指導上の資格を有する必要がなく、そのために柔道指導者は、そのほとんどが自らの経験上での指導を行っている。そのため、2012年12月時点では、すべての柔道指導者を対象とした柔道の指導法を体系化した制度は確立されていない。また、柔道の重大事故の発生率は、他のスポーツ種目に比べ異常に高いことも指摘されている。望月（2007）は、「過去において同種の事故が生じている場合には、類似事故はすでに不測の事態ではない。」と述べており、事故原因の究明を行わない指導者や管理者の怠惰が事故の再発を引き起こしているとしている。また、望月（2007）は、スポーツ事故判例を検討すると、多くは過去に類似事例が存在することを指摘し、事故分析には最良の教材と述べている。しかしながら、先行研究から体育・スポーツ事故の判例を分析したものは数多

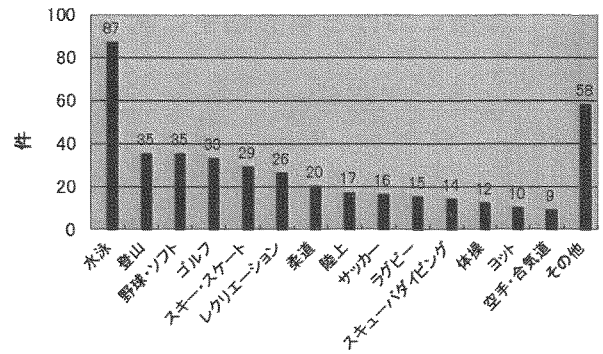


図2 競技別判例件数
望月（2007）のデータを基に筆者が作成

く存在しているものの、柔道の重大事故の判例を縦断的に調査し、事故防止策を論じたものは見受けられない。

そこで本研究では、柔道の事故判例を調査し、柔道事故の詳細な発生状況を明らかにし、重大な柔道事故の発生原因を調査することで柔道の事故防止に向けての対策を検討することを目的とする。

II 方 法

近年柔道の重大事故が多発していることから、文部科学省や公益財団法人全日本柔道連盟は、事故防止に向けての様々な取り組みを実施している。しかしながら、現時点において、その効果については推測の域を出ない。

そこで、本研究では、柔道指導者の指導上の問題が、事故原因の一つであるとの仮説をもとに、過去の柔道事故の判例を検証することで事故の背景や原因を明らかにする。判例については、判例検索システムのD1-law, Westlaw Japan, LEX/DBを用いて、昭和45年1月31日から平成24年7月31日までの柔道事故判例を調査した。検索項目としては、「柔道」の語でヒットしたデータ（108件）から、直接柔道事故判例と関連のない判例や重複する判例を除外し、32件の判例を収集した（表1）。

また、①事故発生時の活動状況、②訴訟類型別件数、③事故被災者の年齢構成、④事故発生の時期、⑤全判例件数と直近5年間の判例件数の比較、⑥全判例の判決内容の比較、⑦全判例内容と直近5年間の判決内容の比較、⑧全判例の事故当事者の立場、⑨直近5年間の事故当事者の立場、⑩事故当事者の力量差、⑪賠償額の推移の категорияに分類し、検討した。

表1 柔道事故判例

No.	審級	裁決年月日	裁判所	出典
1		昭和45年7月20日	熊本地裁	判時621号73頁
2		昭和47年10月19日	静岡地裁沼津支部	判時696号211頁
3		昭和49年7月26日	東京地裁	判タ312号247頁
4	1	昭和49年9月9日	千葉地裁	判タ313号160頁
	2	昭和52年4月27日	東京高裁	判タ360号232頁
5	1	昭和52年2月10日	盛岡地裁	判タ360号232頁
	2	昭和59年9月28日	仙台高裁	判タ540号204頁
6		昭和54年3月28日	松江地裁出雲支部	判時940号99頁
7		昭和54年3月29日	鳥取地裁	判時941号105頁
8	1	昭和54年9月11日	熊本地裁天草支部	判時997号125頁
	2	昭和55年9月8日	福岡高裁	判時997号125頁
	3	昭和56年4月9日	最高裁	判時997号125頁
9		昭和54年10月30日	長野地裁	判時956号104頁
10	1	平成3年10月31日	広島地裁	判タ857号246号
	2	平成6年3月16日	広島高裁	判タ857号235頁
	3	平成9年9月4日	最高裁	判タ955号126頁
11		平成4年6月12日	名古屋地裁	判時1465号128頁
12		平成5年12月8日	松山地裁	判タ847号263頁
13		平成6年8月4日	静岡地裁	判時1531号77頁
14		平成9年1月30日	新潟地裁高田支部	判時1633号124頁
15		平成9年6月19日	新潟地裁	朝日新聞新潟
16		平成16年9月27日	東京地裁	判タ1173号277頁
17	1	平成20年3月26日	さいたま地裁	裁判所ウェブサイト
	2	平成21年12月17日	東京高裁	判時2097号37頁
18		平成21年3月27日	福島地裁郡山支部	判時2048号79頁
19		平成22年9月17日	東京地裁	ウエストロー・ジャパン
20	1	平成23年3月16日	長野地裁松本支部	LEX/DB
	2	平成23年8月4日	東京高裁	朝日新聞長野
21		平成23年7月22日	東京地裁	ウエストロー・ジャパン
22		平成23年10月5日	大阪地裁	朝日新聞大阪
23		平成23年12月27日	横浜地裁	自保ジャーナル1865号25頁
24		平成24年3月9日	札幌地裁	判時2148号101頁

Ⅲ 結果と考察

体育・スポーツ事故が生じた場合、通常、加害者とみなされる者に過失などがあれば、一定の場合を除き、法的責任として、①民事責任、②刑事責任、③行政責任を負う(石田, 2008)。つまり、裁判は、刑事裁判、民事裁判、行政裁判に分類されることとなり、過去の柔道事故判例を調査した結果、民事裁判が32件中31件、刑事裁判が32件中1件であった(図3)。この結果から、指導者側に民事責任を求める判例が非常に多いことが明らかとなったが、刑事裁判として争われた訴訟が1件存在しており、柔道指導者が刑事責任を問われたこ

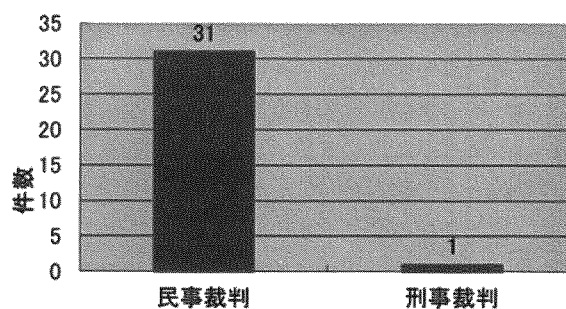


図3 訴訟類型別件数
柔道事故判例データを基に筆者が作成

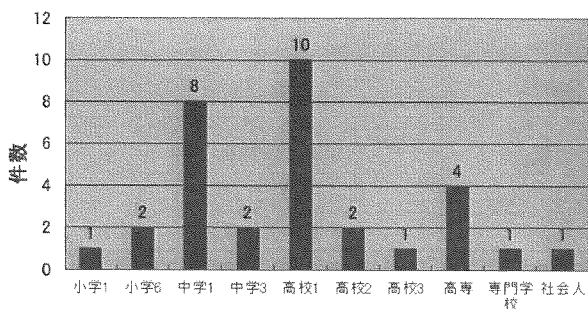


図4 事故被災者の年齢構成
柔道事故判例データを基に筆者が作成

とは注目に値する。しかも、この判例では、指導者の過失を認め、罰金100万円の判決が下る異例の結果であったが、今後の柔道事故の裁判への影響は大きいものと推察される。

次に柔道事故判例を調査した結果、事故発生時の活動状況は部活動時が32件中20件（62%）、授業時が32件中4件（13%）、その他が32件中8件（25%）であった。この結果から、内田（2010）の先行研究と同様に、部活動時における事故発生の割合が高いことが明らかとなった。また、割合としては多くないものの、授業時にも柔道事故が生じていることが判明し、授業の参加生徒数から推測すると事故発生率は低いと推察される。このように、柔道事故は部活動のみならず授業時にも発生していることが明らかとなり、事故防止には部活動時と授業時の対策が必要であると言えよう。

内田（2010）によれば、柔道事故が最も多い年齢が中学校1年生と高校1年生であると指摘している。本研究における柔道事故の判例調査の結果も同様に、中学1年生が32件中8件（25%）、高校1年生が32件中10件（31%）と、他の年齢より突出した割合を示している（図4）。この理由としては、入学して間もない時期であり、学校生活にさほど慣れていない環境の中での状況であったことが推察される。また、特に部活動では、それまでの経験の差や体格差・技量差が加わったことが事故の原因として挙げられよう。

また、柔道事故判例の調査から、5月が32件中10件（31%）、7月が32件中5件（16%）と他の月より多い件数であった（図5）。また、4月から8月までの5ヶ月間に事故全体の62%が集中していることが判明した。つまり、柔道事故は、ある時期に集中して発生していることが明らかとなり、事故が多発している時期は春季から夏季に特定された。その理由として、5月では被災者が慣れない環境下での練習や体力的に未発達な状況であることと、7月は大会前の強化練習期であることが事故原因の一つであると推察される。

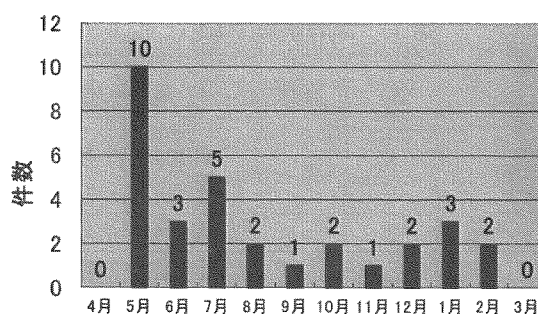


図5 事故発生の時期
柔道事故判例データより筆者が作成

柔道事故判例調査から、過去の全判例件数は32件であるが、そのうちの直近の5年間の判例件数は10件（31%）であった（図6）。柔道事故の最初の判例は、昭和45年7月20日に判決が下りた熊本地裁での裁判であり、現在から42年前の判決であった。昭和45年から平成24年までの42年間においては、年間あたり約0.8件の訴訟件数であったが、直近5年間では1年間に2件もの裁判が行われていることが明らかとなり、柔道事故訴訟が増加している状況が窺える。

さらに柔道事故判例調査から、被災者の訴えたものを認めた判例（認容）が32件中21件（66%）、被災者に訴えを退けた判例（棄却）が32件中9件（28%）であった。判決において認容となった判例は、被災者が柔道の初心者（柔道経験が半年未満）や小学生年代の場合がほとんどであることが判明した（認容20件中19件）。柔道指導者は、初心者（柔道経験が半年未満）や心身の発達が未熟な年代（小学生年代・中学生年代）への柔道指導には、特段の配慮を施さなければならない。また、小学生年代や中学生年代への指導法として、前述の通り柔道指導者に共通した指導法は存在しない。柔道指導者自身が自らの経験則で指導を行っているのが現状であり、この点が柔道の事故防止への手掛かりとなる重要なポイントではなかろうか。

直近5年間の判例件数は10件であり、前述の通り判例全体の31%を占めている。その10件の判決内容を調査した結果、被災者の訴えを認めた判例（認容）が10件中8件（80%）、被災者の訴えを退けた判例（棄却）が10件中2件（20%）であった。全判例における認容となった判例は、32件中20件（63%）、棄却となった判例は32件中10件（31%）であったが、直近5年間での判例内容と比較した場合、被災者の訴えを認めたもの（認容）となる判例が顕著に増加していることが窺える。このことから、近年では加害者側（指導者側）が敗訴する傾向が強まっていることが明らかとなっている。

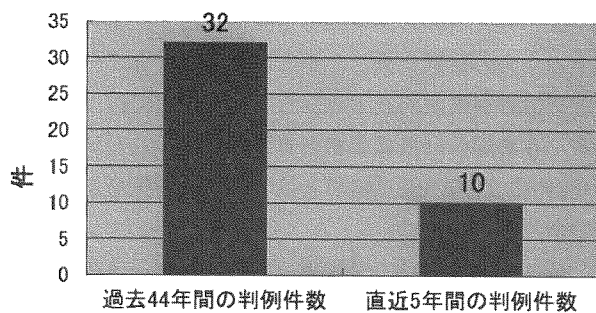


図6 柔道事故判例件数の変化
柔道事故判例データより筆者が作成

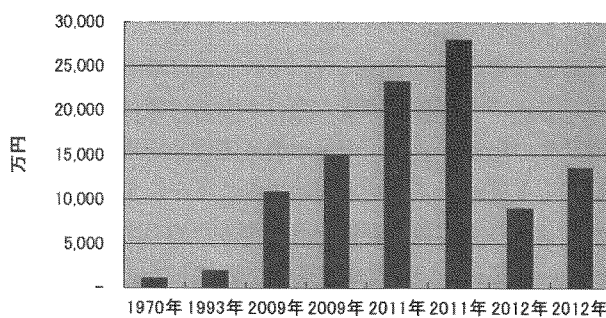


図7 後遺症賠償額の推移
柔道事故判例データから筆者が作成

事故当事者は生徒間が32件中21件（66%）、柔道指導者と生徒間が32件中11件（34%）であった。この結果から、柔道指導者と生徒間での事故が3割ほど存在していることが明らかとなった。なぜ高い技術や豊富な経験を有している柔道指導者と生徒の間で事故が生じているであろうか。柔道指導者と生徒間での判例を詳細に調査したところ、柔道指導者が一方的に生徒を投げ続けている状況が窺え、その結果として柔道事故に至っているケースが存在していることが判明した。

前述の通り、全判例の事故当事者は、生徒間が32件中21件（66%）、柔道指導者と生徒間が32件中11件（34%）であったが、直近の5年間の事故当事者は、生徒間が10件中3件（30%）、指導者と生徒間が10件中7件（70%）であった。この結果から、柔道指導者と生徒間での事故が増加傾向にあることが明らかとなり、柔道指導者の安全に対する意識の向上の必要性が強く求められよう。

次に生徒間で生じた事故についての事故判例を調査した結果、事故当事者間に柔道の力量差がある判例が多く存在していた。柔道経験が半年未満のものと同程度の柔道経験が2年以上の者による柔道事故を調査したところ、力量差のあった事故が21件中18件（86%）を占め、力量差のない事故が21件中3件（14%）であることが明らかとなった。ラグビー界では、重大事故防止の観点から50点差以上差のつく試合を「ミスマッチ」と呼び、何ら益のない試合と呼んでいる（日比野，2001）。つまり、力量差のある者同士の組合せは、指導者が安全の観点から何らかの配慮をすべき点であり、特に柔道経験が半年未満の初心者と同程度の力量差のある経験者を組み合わせる場合は十分な配慮が求められる。

被災者が後遺症障害となった判例の賠償額を調査したところ、昭和45年の裁判では1000万円の賠償額であった金額が、平成23年の裁判では2億8千万円の賠償額となっている（図7）。約40年前の日本と現代の日本では、物価の変動や社会的な背景の違いが考えられるが、柔道事故に対する社会の目が厳しくなっている

ことは明らかであろう。関係機関は、一刻も早く事故防止に向けての対策を講じることが急務である。

IV 総括的考察

今回の調査結果から、柔道事故の場合は民事裁判となるケースがほとんどであり、刑事裁判は1件のみであった。体育・スポーツ事故が生じた場合は、民事責任に関するものが多く、刑事責任については有罪とされる事例はきわめて少ないとされている（石田，2008）。しかし、内田（2010）が指摘するように、年間平均4名もの死亡事故が発生するスポーツは柔道に限られている。しかも、平成22年11月に大阪で発生した小学1年生の死亡事故においては、指導者が柔道の技を直接施して死亡させた事例であった。この事例は、検察が罰金100万円の略式起訴を行ったが、大阪簡裁が「不相当」と判断し、審理を地裁に移送した。その後公判で検察側が改めて罰金100万円を求刑する異例の経過をたどっている（産経ニュース，2011）。また、判例の調査結果により、柔道事故の判例件数が増加傾向にあることが明らかとなった。一般的に体育・スポーツ事故が発生すると訴訟の提起が取り沙汰され、加害者側と被害者側との間でさまざまなやりとりが行われる。そのうち、いわゆる示談ないし和解で幕を閉じるものもあるが、柔道事故訴訟が増えているということは、当然のことながら柔道事故も増加している。

近年、文部科学省や公益財団法人全日本柔道連盟では事故防止に向けての取り組みを行っているが、その実態はどのようなものであろうか。文部科学省では、平成22年7月に学校等の柔道における安全指導についての文書に関係機関に通知している（22ス企体第7号）。また、平成24年3月に文部科学省スポーツ・青少年局では、柔道の授業の安全な実施に向けての文書を作成し、文部科学省のホームページに掲載している（文部科学省，2012）。その内容は、武道必修化の意義や目

的と柔道事故防止の留意点を中心に作成されているが、具体的な指導案の事例についての記載はなされていない。さらに、公益財団法人全日本柔道連盟は、柔道事故発生が増加を受け、全日本柔道連盟公認指導者資格制度を平成25年4月から開始することを決定した。しかしながら、指導者資格を取得するための講習と審査試験の詳細については未だ発表されていない（公益財団法人全日本柔道連盟，2012）。

以上のことから、柔道の重大事故が増加し、刑事裁判となった事例が発生していることが判明した。また、先頭に立って事故防止策を講じるべき機関である文部科学省や公益財団法人全日本柔道連盟は、事故防止の注意喚起は行っているものの、重大事故の検証は実施していないのが現状である。今後は、文部科学省と公益財団法人全日本柔道連盟が、柔道事故時の事故調査委員会を設置して、事故の原因追求と事故防止の向けの対策を講じなければならない。

判例調査結果より柔道事故の発生要因が示され、その第一の要因は、被災者が柔道経験半年未満であることであり、具体的には全判例32件中26件（81%）であった。つまり、柔道事故の被災者は、そのほとんどが柔道の初心者であったことが窺える。次に第二の要因としては、中学1年生及び高校1年生が事故の被災者になっていることである。実際に中学1年生と高校1年生が事故被災者になっている判例は、全判例32件中15件（47%）であった。ここでも、事故被災者は、柔道を習い始めたばかりの状況下での被災と推察される。そして、第三の要因としては、柔道事故は5月と7月に事故が多いことであり、全判例32件中13件（41%）が5月と7月に事故が発生していた。以上のことから、柔道事故の発生に至る三大要因として以下の三点を挙げたい。第一に「初心者」であること、第二に「中学1年生と高校1年生」であること、第三に「5月と7月」であることである。つまり、柔道事故の防止には、「初心者」、「中学1年生・高校1年生」、「5月と7月」の三大要因をいかに回避することを考慮しなければならない。そして、この三大要因の回避のプロモーションを、柔道指導者が指導現場で行えるかが柔道事故防止の鍵となろう。

さらに判例調査結果から、柔道事故判例の判決内容は、近年指導者側の過失責任を問う判例が増加している。過失とは、一定の場合に教員の側に法的な注意義務があったことが前提とされ、そして、その事故に際して教員の側にその注意義務違反があったことをいう（藤井，2007）。また、この注意義務違反の問題を考えるとときには、予見可能性と回避可能性が問題となり、

事故の際に指導者が事故を予見できたか、または回避するための措置を講じたかということである。柔道など事故の危険が内在するようなスポーツでは、指導者が不在の場合は指導者側の責任が認められた例があり（32件中3件）、柔道指導者は十分な安全配慮をすべきであろう。

藤井（2007）は、学校事故の裁判例というのは、その裁判での勝ち負けに関係なく学校よび教員の立場から見れば教育上反省すべき例なのだと述べている。また、藤井（2007）は、法的責任が認められるかどうかにかかわらず、死傷事故が起こってしまったことそれ自体について学校側は深く反省し再発防止に努めなければならないと指摘している。柔道事故に置き換えるならば、その関係機関において柔道事故が起こったこと自体に反省し、事故の再発防止に努めているかがは甚だ疑問である。柔道事故が訴訟問題となり、その審理の過程において事故の調査は行われるが、訴訟には至らない場合の事故調査については不明な点が多い。人の死に対し、事故原因の調査のみならず事故の再発防止に向けての対策を講じることは当然であるはずである。

2012年10月31日に金沢市内のホテルで女子従業員がエレベータに挟まれて死亡した事件が発生した（産経ニュース，2012）。この事件で、監督官庁である国土交通省は直ちに職員を現地に派遣し、調査を実施した。また、消費者庁の消費者事故調査委員会は、このエレベータ事故の調査を命じている（産経ニュース，2012）。しかし、同じ人の死であるはずの柔道事故の調査は、誰が行うかも不明であり、明確に定められていないのが現状である。

事故の原因究明については、徹底的な事故調査が不可欠である。柔道の管轄団体である公益財団法人全日本柔道連盟は、柔道事故の調査チームを組織し、事故の原因の調査や再発防止に向けての提言を行わなくてはならないのではなかろうか。さらに、柔道事故が指導者の重大な過失において発生した場合は、指導者資格停止等の厳格な措置を講じることも必要であろう。

柔道事故の当事者は、生徒間での事故の場合と生徒と指導者間での事故の場合が存在している。そもそも柔道は、室町時代に生まれ江戸時代に育った柔術が始まりであり、戦闘のための手段としての柔術から、心身の修練のために変化したものである（日本武道館，2007）。そのため、柔道は身体接触を伴う激しい側面も持ち合わせていることから、嘉納は「精力善用」「自他共栄」の柔道理念を作ることで、柔道が社会へ貢献できるものとして位置付けた。

しかしながら、前述の通り、柔道事故は生徒間だけでなく指導者生徒間でも発生し、しかも指導者生徒間の事故が増加傾向にあることが明らかとなった。生徒間での事故では、力量差が大きいことが原因であることが一因と推察されたが、そこには柔道事故の偶発的発生の要素も含まれるケースも存在した。一般的あるいは常識的に考えるならば、指導者と生徒の力量差は明らかであり、生徒への指導者の安全配慮があれば柔道事故は存在しないはずである。しかし、調査の結果、指導者と生徒間での柔道事故が発生していることが判明した。その理由として、指導者生徒間の事故原因においては、指導者による生徒への「しごき」のような指導による事故であることが明らかとなった。柔道指導者が嘉納の柔道理念を正しく理解し指導しているならば、悲惨な柔道事故を引き起こす結果とはならないはずである。柔道指導者は、今一度、嘉納の柔道理念や柔道哲学を十分に学んだ上で指導しなければならない。

前述の通り、公益財団法人全日本柔道連盟では、日本柔道の将来を見据え、指導者の指導力向上を図り、社会的信用を高め、地位を確保する事を目的に平成25年度より柔道指導者資格制度を完全導入することを決定した。しかし、フランスの指導者資格は、国家の資格試験があり、その資格試験に合格しなければ指導ができないとし、指導者資格を取得しても、何らかの問題を起こした指導者は、ライセンスの剥奪や資格停止などの処分や刑法の適用を受けることになっている(齋藤, 2007)。ここで改めて提言したいことは、人に生命にかかわるような柔道事故を引き起こした場合は、事故調査とともに指導者への調査も実施し、指導者資格の剥奪等の処分を科す必要があるのではなかろうか。今後、柔道指導者は、自らの襟を正すことで柔道事故の再発防止に努め、柔道事故を無くすことに全精力を傾注すべきである。そして、柔道指導者は、事故防止の最後の砦となるのは「指導者」であることを忘れてはならない。

公益財団法人日本体育協会ホームページでは、スポーツ指導者は、安全に、正しく、楽しく指導し、スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさを伝える役割があると明記している(公益財団法人日本体育協会, 2012)。したがって、スポーツ指導者は、スポーツを行う者に対して安全に対する配慮をまず考えなければならないことを示している。柔道を創設した嘉納は、柔道を初めて学ぶ者に対しては、最初に「受け身」を習得させることが重要であるとし、その必要性について述べている。つまり、嘉納は安全に配慮することの

必要性を指摘しているものであり、また、柔道には危険性が内在していることも示していると考えられる。

しかし、本研究の調査結果から、指導者の安全に対する配慮不足により生じている柔道事故が存在していることが明らかとなり、嘉納の考えが現代の柔道指導者に正しく伝達されていないことが示唆された。また、中村(2008)は、近代スポーツが追い求める勝利至上主義は、結果主義による強さを追い求めたものであり、技をかけた結果の優劣、数量化した優劣のことであると述べている。柔道事故の増加の背景には、柔道界におけるこうした勝利至上主義の影響が少なからず存在していることが推察される。特に柔道指導者の勝利至上主義は、選手の柔道に対する印象を大きく変えてしまうだけでなく、選手生命にかかわる問題にも発展することが多い。柔道試合における指導者の暴力や体罰は、その最たる事例と言えよう。柔道指導者は、柔道の指導現場において、どのような指導理念や倫理観を持って指導すべきなのかを今一度再考しなければならない。柔道の事故防止には、柔道指導者が嘉納の残した柔道理念を今一度学ぶことで、指導者自身の指導法を再考することが大切なのではなかろうか。そのためには、柔道指導者が正しい柔道の指導法を学ぶ機会を設け、指導者の資質向上に向けての厳格な指導者資格制度の整備を早急に進めなくてはならない。

今後、柔道指導者は、技術指導や競技力向上を第一の目的とした指導ではなく、いかに安全に配慮し柔道事故を起こさない指導が大切である。つまり、人の生命よりも大切なものはこの世には存在しないことを柔道指導者は考えなくてはならない。柔道事故は、柔道自体の存在価値を問う大きな問題でもあり、柔道の事故防止には柔道指導者の高い倫理観が必要ではなかろうか。

近年の柔道事故の増加を踏まえ、柔道指導者は嘉納の柔道理念を正しく継承する契機としなければならない。ひいてはこれらのことが柔道事故のリスク回避のプロモーションにつながり、柔道事故の防止の一助なることを願うばかりである。

V ま と め

本研究では、過去の柔道事故の判例を検証することで事故の背景や原因を検討した。その結果、以下のことが明らかとなった。

1. 柔道事故による全判例は、32例であった。そのうち、民事訴訟が31件で刑事訴訟が1件であったが、

近年では訴訟件数が増加傾向にあることが明らかとなった。また、昭和45年から平成24年までの42年間においては、年間あたり約0.8件の訴訟件数であったが、直近5年間では1年間に2件もの裁判が行われていることが明らかとなり、柔道事故訴訟が増加している状況が窺えた。

2. 事故被災者は、柔道経験が半年未満の者の場合が、全判例32件中26件（81%）であった。また、事故被災者は中学1年生と高校1年生である場合が、全判例32件中15件（47%）であった。さらに、5月と7月に事故が発生した割合は、全判例32件中13件（41%）であった。この三点が柔道事故防止の重要なポイントであると推察される。
3. 判例調査より、近年では加害者側（指導者側）が敗訴する傾向が強まっていることが明らかとなっている。柔道指導者は指導に際し、十分な安全配慮を施さなくてはならない。
4. 事故当事者は、指導者生徒間の場合が増加傾向にあることが明らかとなった。しかも中には過度な直接的な「しごき」によるものも存在していた。厳格な指導者資格制度の整備が早急に望まれる。
5. 柔道事故の防止には、事故の原因を検証する事故調査委員会の設置が急務であるとともに、柔道指導者が嘉納の柔道理念の再考し、自らの襟を正す必要がある。

文 献

- 笠原一也（2011）日本の競技スポーツ政策。菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦編 スポーツ政策論。成文堂：東京，pp. 183-192.
- 菊 幸一（2006）近代スポーツを超えて。佐伯年詩雄監修 菊幸一・仲澤眞編 スポーツプロモーション論。明和出版：東京，pp. 16-32.
- 日本武道館（2007）柔道の理念と技術体系 日本の武道。日本武道館編。三友社：東京，pp. 110-118.
- 諏訪伸夫（2008）体育・スポーツ事故をめぐる諸問題。諏訪伸夫・井上洋一・齋藤健司・出雲輝彦編 スポーツ政策の現代的課題。日本評論社：東京，pp. 229-241.
- 望月浩一郎（2007）水泳プールでの重大事故の法律問題。財団法人日本水泳連盟編 水泳プールでの重大事故を防ぐ。ブックハウスエイチディ：東京，pp. 78-97.
- 諏訪伸夫（1996）体育・スポーツ活動における事故防止と安全管理に関する研究。文部科学省研究費補助金研究成果報告書。文部科学省（2012）平成23年度体育活動中の事故防止に関する調査研究における海外調査。http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323969.htm, 2012.10.20確認
- 日本スポーツ振興センター（2012）学校安全Web。http://naash.go.jp/anzen/anzenschool/tabid/822/Default.aspx, 2012.10.24確認
- 内田 良（2010）体育的部活動時における死亡・負傷事故件数の二次分析試論。愛知教育大学実践総合センター紀要，13：pp. 203-210.
- 内田 良（2011）柔道事故と頭部外傷—学校管理下の死亡事例110件からのフィードバック—。愛知教育大学教育創造開発機構紀要，1：95-103.
- 二村雄二（2011）柔道による子どもの教育と死亡事故—西欧との比較—。季刊教育法，168：. 26-37.
- 財団法人日本水泳連盟（2007）水泳プールでの重大事故の法律問題。財団法人日本水泳連盟編 水泳プールでの重大事故を防ぐ。ブックハウスエイチディ：東京，pp. 78-97.
- 森 浩寿（2002）高校部活動夏季合宿練習中熱中症死亡事故。季刊教育法，134：72-78.
- 長尾英彦（2008）熱中症事故と損害賠償責任—学校の課外クラブ活動中の事故の場合—。中京法学，43（2）：263-284.
- 濱野吉生（1988）体育・スポーツ事故に関する判例の動向分析。早稲田大学人間科学研究，1（1）：83-97.
- 齋藤健司（2007）スポーツ事故判例の研究—1990年から1999年のスポーツ判例の傾向と分類—。筑波大学体育科学系紀要，30：137-140.
- 日本武道館（2007）柔道のすすめ 日本の武道。日本武道館編。三友社：東京，pp. 119-123.
- 諏訪伸夫（2009）リスクマネジメント。小笠原 正・諏訪伸夫編 スポーツのリスクマネジメント。ぎょうせい：東京，pp. 2-11.
- 亀井利明（1992）リスクマネジメントの理論。中央経済社：東京，pp. 13.
- 石田慈洪（2008）法的責任に関する問題。諏訪伸夫・井上洋一・齋藤健司・出雲輝彦編 スポーツ政策の現代的課題。日本評論社：東京，pp. 230.
- 内田 良（2010）体育的部活動時における死亡・負傷事故件数の二次分析試論。愛知教育大学実践総合センター紀要，13：pp. 203-210.
- 日比野 弘（2001）スポーツ事故と対策—ラグビー事故に際して—。日本スポーツ法学会年報，8：pp. 17-29.
- 石田慈洪（2008）法的責任に関する問題。諏訪伸夫・井上洋一・齋藤健司・出雲輝彦編 スポーツ政策の現代的課題。日本評論社：東京，pp. 230.
- 産経ニュース（2011）http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/111005/tr11100512230001-n1.htm, 2011.10.5確認
- 文部科学省（2012）武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について。http://www.mext.go.jp/b-menu/hakusho/nc/1318538.htm, 2012.5.20確認
- 公益財団法人全日本柔道連盟（2012）公益財団法人全日本柔道連盟公認柔道指導者資格制度。http://www.judo.or.jp/, 2012.12.5確認
- 藤井俊夫（2007）学校事故の責任と予防。学校と法。成文堂：東京，pp. 127-146.
- 産経ニュース（2012）http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/121031/dst12103123200023-n1.htm, 2012.12.18確認
- 産経ニュース（2012）http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/121106/dst12110622030021-n1.htm, 2012.12.18確認
- 日本武道館（2007）柔道とは 日本の武道。日本武道館編。三友社：東京，pp. 102-103.
- 齋藤健司（2007）フランススポーツ法におけるスポーツ指導者資格制度の展開。スポーツ法学研究，3：1-23.

公益財団法人日本体育協会 (2012) <http://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid/63/Default.aspx>, 2012.12.20確認

中村民雄 (2007) 武道の普遍性を問う 今, なぜ武道か. 日本武道館: 東京, pp. 23-29.